

# 岐 阜 県 公 報

号外 (八) 平成二十一年 四月 一日

## 目 次

岐 阜 県 公 有 財 産 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	( 管 財 課 )	一
訓 令 甲		
岐 阜 県 財 産 評 価 委 員 会 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令	( 同 )	二
岐 阜 県 防 火 管 理 者 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令	( 同 )	二

## 規 則

岐 阜 県 公 有 財 産 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平成二十一年四月一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐 阜 県 規 則 第 三 十 五 号

岐 阜 県 公 有 財 産 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

岐 阜 県 公 有 財 産 規 則 ( 昭 和 三 十 九 年 岐 阜 県 規 則 第 四 十 八 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 二 十 八 条 第 二 項 の 表 教 育 長 の 項 中 「 高 山 陣 屋 管 理 事 務 所 長 」 の 下 に 「 文 化 財 保 護 セ ン タ ー 所 長 」 を 加 え る。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

## 訓 令 甲

岐 阜 県 訓 令 甲 第 十 五 号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐 阜 県 財 産 評 価 委 員 会 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

( 火 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日 )

平成二十一年四月一日

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県財産評価委員会規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「委員長が指定する者に限る。」を削り、「、総務部管財課総括管理監及び総務部管財課県有施設管理監」を「及び総務部管財課総括管理監」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十六号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表セラミックス研究所の項中「総務課長」を「所長」に改め、同表広域防災センターの項中「消防学校教頭」を「危機管理課長」に改め、同表西濃保健所揖斐センターの項を削り、同表森林文化アカデミーの項中「総務課長」を「管理課長」に改め、同表国際たくみアカデミーの項中「総務課長」を「管理部長」に改め、同表木工芸術スクールの項中「総務課長」を「校長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社